

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案が参議院で可決成立 …………… 1
- ◆ 安全管理の徹底について事務連絡が発出される（厚生労働省） …………… 3
- ◆ 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」公表される（厚生労働省） …………… 3
- ◆ 保育士資格を有する保育士等の幼稚園教員資格認定試験—2019年度試験における変更（教職員支援機構） …………… 4
- ◆ 2019年春の全国交通安全運動 …………… 5
- ◆ 2019年度 社会福祉法人会計実務講座 募集期間延長（全社協・中央福祉学院） …………… 5
- ◆ **子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案が参議院で可決成立**

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案は、衆議院の内閣委員会における附帯決議、衆議院本会議での可決を経て、参議院において審議されていましたが、令和元年5月10日、参議院本会議において可決成立しました。法案は資料No.1をご参照ください。

10月の消費税率の引き上げにあわせて、幼児教育・保育の無償化が実施される予定です。今後、順次政省令・通知の発出が行われます。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五号）の概要

本案は、我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑

み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 基本理念の追加

子ども・子育て支援の内容及び水準は、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならないものとする。

二 子育てのための施設等利用給付の創設

- 1 子育てのための施設等利用給付を創設し、その支給に係る施設等として、子どものための教育・保育給付の対象外の幼稚園、認可外保育施設等を市町村が確認するものとする。
- 2 市町村が認定した三歳から五歳までの子供又は零歳から二歳までの住民税非課税世帯の子供が対象施設等を利用した際に要した費用について、その保護者に対し、施設等利用費を支給するものとする。
- 3 施設等利用費の支給に要する費用は、原則として、市町村が支弁することを基本とし、国はその二分の一を、都道府県はその四分の一を負担するものとする。なお、平成三十一年度に限り、都道府県及び市町村の負担相当分について、全額国費で補填する措置を講ずるものとする。

三 施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、平成三十一年十月一日から施行するものとする。
- 2 この法律の施行に伴う必要な経過措置について定めるものとする。
- 3 その他関係法律について、所要の規定の整備を行うものとする。

(衆議院 内閣委員会)

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切に対応すべきである。

- 一 待機児童に関する問題の早急な解消、保育士の配置基準の改善その他の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の見直し等教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための措置を講ずるとともに、これに必要な安定した財源の確保に努めるものとする。
- 二 保育等従業者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、保育等従業者の賃金その他の保育等従業者の処遇の改善について、速やかに、必要な措置を講ずるものとする。
- 三 保育士及び保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していないものについて職業紹介を行う体制の整備及び充実等教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための措置について、速やかに、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 四 子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付について、安定した財源を確保しつつ、零歳から二歳までの保育の必要性がある子ども全てが対象となるよう検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 五 本法の施行後五年を目途として行われる検討に際しては、幼稚園と類似の機能を有する施設・事業であって学校教育法第四条第一項の規定による都道府県知事の認可を受けていないものを子育てのための施設等利用給付の対象とすることを含め、検討を行うこと。

◆安全管理の徹底について事務連絡が発出される (厚生労働省)

大津市（滋賀県）の保育所において、交通事故により 2 人尊い命が失われ、負傷した子どもが出たことを受け、厚生労働省は「保育所等での保育における安全管理の徹底について」（事務連絡、令和元年 5 月 10 日）を発出しました。

保育所外での活動の際の移動経路の安全性や職員の体制などの再確認を求めるとともに、保育所外での活動は、保育において、子どもが身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな体験を得る機会を設けるうえで重要な活動であり、移動も含め安全に十分配慮しつつ、引き続き積極的に活用するよう呼びかけています。

詳細は、資料 No. 2 をご参照ください。

◆「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン (2019 年改訂版)」公表される (厚生労働省)

厚生労働省は、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019 年改訂版）」を公表しました。

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」は、保育所におけるアレルギー疾患を有する子どもへの対応の基本を示すものとして、平成 23 年 3 月に策定されました。

策定から 8 年が経過し、その間の保育所保育指針の改定、アレルギー疾患対策に関する最新の知見や関係法令の制定等を踏まえ、有識者による検討会における検討を経て今般改訂されました。同検討会には、本会常任協議員の北野久美氏（全国保育士会副会長）が、あけぼの愛育保育園園長の立場で参画しました。

改訂にあたっては、保育の現場において、同ガイドラインが医療の専門家ではない保育士に積極的に活用されるよう、実用性に留意し、「基本編」「実践編」の 2 部構成とするとともに、各節の冒頭に要点が示されました。

基本編は、「保育所におけるアレルギー対応の基本」「アレルギー疾患対策の実施体制」「食物アレルギーへの対応」の3章で構成され、アレルギー対応の基本原則や保育所における対応の基本、保育所における各職員の役割、保育所における食事の提供にあたっての原則などがまとめられています。

実践編では、保護者から受け取った生活管理指導表の内容を確認する際に、各疾患についてより詳しく理解できるよう、各疾患について解説がされています。

資料 No. 3-1、3-2 をご参照ください。

同ガイドラインは、厚生労働省ホームページの「5 保育所保育指針関係」よりダウンロードすることができます。

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html

◆保育士資格を有する保育士等の幼稚園教員資格認定試験 —2019年度試験における変更（教職員支援機構）

保育士資格を有する保育士等の幼稚園教諭免許状取得を促進するという、本試験の目的に照らして、幼稚園教員として必要な資質能力を適切にはかり、同時に受験者にとってより受験しやすい試験とする観点から、2019年度から幼稚園教員資格認定試験の実施方法が変更されました。

平成30年度までの試験と比較して、2019年度試験において変更となる点は次のとおりです。

- 従来は、第1次試験、第2次試験に分けて実施しており、第2次試験は第1次試験合格者のみが受験できることとしていましたが、1次・2次を分けずに、全ての試験科目を1日で実施する試験となります。
- 従来の第2次試験において実施していた「教職に関する科目（Ⅲ）」と「指導案の作成に関する試験」は、新設の論述式試験「幼稚園教育の実践に関する科目」に統合します。これによって、試験科目は択一式試験2科目、論述式試験1科目の計3科目となります。なお、「幼稚園教育の実践に関する科目」は、養護教諭及び栄養教諭を除く教員免許状を有する場合、免除が可能です。（また、2020年度以降の試験においては、過去2年以内に当該科目に合格している場合には免除が可能となる予定です。）
- 従来の第1次試験において実施していた「教職に関する科目（Ⅰ）」と「教職に関する科目（Ⅱ）」は、教育職員免許法の改正を踏まえて、科目名称をそれぞれ「教科及び教職に関する科目（Ⅰ）」、「教科及び教職に関する科目（Ⅱ）」に変更します（出題内容には変更はなく、従来どおり過去2年以内に当該科目に合格している場合には免除が可能です）。また、実際の試験場での解答状況を踏まえて、受験者の時間的負担を軽減するため、試験時間をそれぞれ10分間短縮し50分間と

します。

詳細は、教職員支援機構のホームページ「2019 年度 教員資格認定試験」に掲載されている「試験案内」をご参照ください。

【教職員支援機構ホームページ】

トップページ > 教員免許 > 教員資格認定試験 > 2019 年度 教員資格認定試験

<https://www.nits.go.jp/menkyo/shiken/2019/>

◆2019 年春の全国交通安全運動

平成 31 年 2 月 1 日、交通対策本部において、「2019 年春の全国交通安全運動推進要綱」が決定され、全国交通安全運動が 5 月 11 日から 20 日に実施されています。

交通事故死ゼロを目指す日は、5 月 20 日（月）です。

本運動は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進し、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

詳細は別添の No. 4-1、4-2 をご参照ください。

◆2019 年度 社会福祉法人会計実務講座 募集期間延長（全社協・中央福祉学院）

全社協・中央福祉学院では、社会福祉法人立の社会福祉施設や社協の会計実務に関わる役職員の方々を対象に、社会福祉法人の会計処理について学ぶことができる標記講座を下記のとおり開講いたします。

コースは、入門・初級・中級（社協会計／施設会計）・上級コースを設定しており、受講される方の経験・習熟度に応じて選択できます。

このたび、本講座の締切日を 6 月 7 日（金）まで延長することとなりました。これまで多くの受講者の方々から、大変ご好評いただいている講座でございます。

皆さまのお申込みをお待ちしております。

2019年度 社会福祉法人会計実務講座

主 日	催 程	全国社会福祉協議会・中央福祉学院
		入門コース 2019年9月15日（日）～17日（火）
		初級・中級・上級コース 通信授業：2019年8月～9月 スクーリング：2019年10月～12月の間の3日間

受講対象	「社会福祉法人会計基準」に基づく会計実務を行う社会福祉施設・事業所・社会福祉協議会等の役職員
定 員	1,300名
受 講 料	入門コース 15,700円 / 初級・中級・上級コース 36,000 円 (いずれも旅費・宿泊費等は別途ご負担いただきます)
申込期限	<u>2019年6月7日(金)必着</u>
問合せ先	全国社会福祉協議会・中央福祉学院 会計実務講座係 TEL 046-858-1355 (平日9:30~17:30) FAX 046-858-1356

【受講案内・申込書のダウンロードはこちら】

<http://www.gakuin.gr.jp/training/course307.html>